

A Biographical Study on Takaoka-no Muraji Kafuchi

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-05-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川上, 富吉 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6417

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



高丘連河内伝考

― 萬葉集人物伝研究（十） ―

川 上 富 吉

【キーワード】 萬葉歌人、渡来・帰化、令侍東宮、文章・文雅、大学頭

一、はじめに

『萬葉集』巻第六、雑歌部に、

高丘河内連の歌二首

故郷は遠くもあらず一重山越ゆるがからに思ひそ我がせし

（6一〇三八）

我が背子と二人し居れば山高み里には月は照らずともよし

（6一〇三九）

とある高丘連河内（もと、樂浪河内）の、出自・系譜・関係人物等の文芸的な伝記考究が小稿の目的である。

二、その氏・姓・名について

高丘連河内（樂浪河内）の出処は、『萬葉集』中、

高丘連河内伝考

- ① 巻第六、目録に、高丘連河内歌二首（本文に、高丘河内連）
- ② 巻第十七に、天平十八（七四六）年正月、応詔歌（173926）左注に、高丘連河内

と二カ所に見え、『続日本紀』に、

- ③ 和銅五（七二二）年七月十七日 播磨国大目從八位上樂浪河内。
- ④ 養老五（七二一）年正月二十三日 正六位下樂浪河内、令侍東宮。
- ⑤ 養老五（七二一）年正月二十七日 学業に優遊し、師範に堪ふる者として、賞賜の一人、文章の正六位下樂浪河内。
- ⑥ 神龜元（七二四）年五月十三日 正六位下樂浪河内、高丘連を賜氏姓。
- ⑦ 天平三（七三一）年正月二十七日 正六位上高丘連河内、外從五位下。

- ⑧ 天平三(七三一)年九月二十七日
外従五位下高丘連河内、右京亮。
- ⑨ 天平十三(七四一)年九月十二日
散位外従五位下高岳連河内、京都の宅地班給。
- ⑩ 天平十四(七四二)年八月十一日
造宮輔外従五位下高岡連河内、造離宮司。
- ⑪ 天平十七(七四五)年正月七日
外従五位下高丘連河内、外従五位上。
- ⑫ 天平十八(七四六)年五月七日
外従五位上高丘連河内、従五位下。
- ⑬ 天平十八(七四六)年九月二十日
従五位下高丘連河内、伯耆守。
- ⑭ 天平勝宝三(七五一)年正月二十五日
従五位下高丘連河内、従五位上。
- ⑮ 天平勝宝六(七五四)年正月十六日
従五位上高丘連河内、正五位下。
- ⑯ 神護景雲二(七六八)年六月二十八日
(内蔵頭兼大外記遠江守従四位下高丘宿禰比良磨卒伝) 父樂浪河内、正五位下大学頭。

と十四カ所に見え、『藤氏家伝』(下、武智麻呂伝)に、

- ⑰ 神龜・天平初期(七二四〜七三八)
文雅、高丘連河内

と、計十七カ所に見える。時間的順序から見て、③が初出で、「樂浪河内」とあり、⑥神龜元(七三四)年に、賜氏姓「高丘連」となり、以後、①②を含め⑮天平勝宝六(七五四)年まで、氏姓名の表記は「高丘連河内」と一貫している。⑯の「大学頭」については後述する。

なお、論述の基礎として、⑯の記事の全文をここに、示しておくことにする。

内蔵頭兼大外記遠江守従四位下高丘宿禰比良磨卒しぬ。その祖沙門詠は、近江朝の歳癸亥に次るとき、百濟より帰化けり。父樂浪河内は正五位下大学頭なり。神龜元年、改めて高丘連とす。比良磨少くして大学に遊び、書記を涉覽し、大外記に歴任して、外従五位下を授けらる。宝字八年、仲満が反を告ぐるを以て従四位下を授けらる。景雲元年、姓宿禰を賜はる。

この中、「景雲元年、姓宿禰を賜はる。」は、『続日本紀』神護景雲元(七六七)年三月二十七日条に、

河内国古市郡の人、従四位下高丘連比良磨に姓宿禰を賜ふ。

とある。

(一) 氏「樂浪」・「高丘」について

氏「樂浪」について、早くに言及したのは契沖『萬葉代匠記』精撰本で、『続日本紀』を引用して、

高丘河内連歌二首 本姓ハ樂浪ナリ。元明紀云。和銅五年七月甲申、播磨國大目従八位上樂浪河内勤建正倉ヲ。能效二功績ヲ。進ニ位一階ヲ。賜フニ繩一疋、布三十端ヲ。元正紀云。養老五年正月戊申朔庚午、詔ニ従五位上佐爲ノ王、正六位下樂浪河内等ニ退テハ朝之令侍ヘラニ東宮ニ焉。同月甲戌、詔賜諸道博士ニ物ヲ。河内ハ文章科、各賜ニ繩十五疋、絲十五紵、布三十端、鍬二十口ヲ。聖武紀云。神龜元年五月辛未「正六位下樂浪河内賜ニ高丘連ト。孝謙紀云。勝寶六年正月、正五位下。稱徳紀云。神護景

雲二年六月庚子内藏頭高丘宿禰比良麻呂卒。其祖沙門詠近江朝歲次癸亥自百濟歸化文學振。河内正五位下、大學ノ頭、神龜元年改爲高丘連。比良麻呂少遊大學、涉覽ス書記ヲ。景雲元年、賜姓宿禰。河内カ事、紀中ニ猶處ニ見エタリ。

引所ノ紀ノ文、落字アリ。意ヲ得テ推量スヘシ。沙門詠トハ、詠ノ上下ニ落字アルヘシ。沙門(河内)ニテ渡リ來ルヲ、才學ヲ用タマハムタメニ、勅シ(シ)テ還俗セシメ給ヒテ、近江ノ朝ナレハ、樂浪ハ(和訓)ノサ、ナミヲ氏ニ賜ヒタル歟。又九夷ノ中ニ樂浪アリ。百濟ノ人ニテ、本姓樂浪ナレハ、音(ニ)テ呼氏歟。文學振ノ下ニモ、當世ノ字ナト落、河内ノ上ニハ、必父ノ字アルヘシ

とし、天智二(六六三)年、百濟より帰化した沙門詠(詠の上下に落字あるべし)が河内に渡来、その才学を用いるために還俗させて、近江の古名「樂浪(和訓サ、ナミ)を氏としたか、または、前漢の武帝が前一〇八年に衛氏朝鮮を平定して置いた樂浪郡によるかとし、本姓樂浪(音にて呼ぶか)と言っている。この見解のいずれを採るか判断に迷うが二つを懸けていたかと思われる。沙門「詠」は、還俗後、氏「樂浪(ラクロウ・ささなみ)、名は「詠」(あるいは「詠・詠」か)ということになったと見られる。

氏「高丘」について、早く指摘したのは海北若冲『万葉作者履歴』で、姓氏録を引用している。佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇で、河内国諸蕃、漢に、

高丘宿禰 百濟国の公族 大夫高侯の後、広陵 高穆自り出づ。

高丘宿禰 高丘の氏名について、栗田寛は「高丘は、和名抄、讚岐国三木ノ郡高岡(多加乎加)郷、土佐国高岡ノ郡高岡郷とあるに由あるか、又は広陵は一本高陵ともあれば、高陵といへる

高丘連河内伝考

韓土の地名によりて、高丘を氏にせるにもやあらん」とするが、広陵を高陵に作った本はないので、高陵の地名によるというのは疑わしい。ただし高丘は、その祖、広陵の高穆の名の高と陵とを合わせた美称かもしれない。

高丘宿禰の旧姓は樂浪、後に連。『続日本紀』神龜元年五月辛未条に「正六位下樂浪河内高丘連」とあるように、神龜元年(七二四)五月に樂浪河内が高丘連の氏姓を賜わり、さらに『続日本紀』神護景雲元年三月丙子条に「河内国古市郡人從四位下高丘連比良麻呂賜姓宿禰」とみえるように、神護景雲元年(七六七)三月に高丘連比良麻呂が宿禰の姓を賜わった。

とし、「高丘は、その祖、広陵の高穆の名の高と陵とを合わせた美称」かもしれないとしている。とすると、音で「コウキユウ」とでも呼んだのか。北村季吟『萬葉拾穂抄』は、「高丘」として、賀茂真淵『萬葉考』は「高丘」で「たかをか」と訓み、「菊亭文庫本新撰姓氏録」には、

高丘宿禰 百濟国公族 大夫高侯之後、廣陵高穆之後也。

とあって、「たかをか」と訓んでいる。橘千蔭『萬葉集略解』は「タカヲカノカフチ」、鹿持雅澄『萬葉集古義』・『萬葉集人物伝』は、「タカヲカノカフチ」、以後、「たかおか」と訓むのが定着している。

(二) 名「河内」について

名「河内」は、子の比良麻呂の宿禰賜姓記事に、「河内国古市郡の人」とあり、『和名類聚抄』(巻五)に「河内知加不」とあり、「カフチ」と訓んでいたことが知られる。河内国は、古く、応神朝末期に渡来土着した百濟の学者王仁一族が古市に居住して西文首氏となった地域で、百濟からの渡来人の多くが居住したことで知られる。『日本歴史地名

大系9、大阪府の地名Ⅱ』の「古市郡」に、

高丘宿禰比良麻呂も当郡に本貫をもつが、彼は百濟滅亡後に渡来した沙門詠の孫で、父は大学頭となった楽浪河内であるが、おそらく詠が西琳寺に住したことから、この地に本貫をもつことになったものであろう。

とあるが、父の沙門詠の来日還俗は、近江在住のころで、その古名「楽浪」にちなんだもので、その後、西琳寺の住僧になったとは考えにくい。⁽⁵⁾ 詠の子、河内が出生したのは、「河内国」であったため「楽浪」の「河内」と命名されたと考えられる。「古市(不置)」によって「古市・古人」でもよかろうが、「楽浪の河内」としたのは、字面も音も意味も、文雅の趣きがあって、二重の好字嘉名であり、文章・文雅・大学頭とされた人物にふさわしい命名、名乗りであるといえよう。

(三) 姓「連」・「宿禰」について

姓「連」については、⑥神亀元(七二四)年五月十三日条の、渡来系の人々への賜姓記事に、

從五位上薩妙觀に姓を河上忌寸と賜ふ。從七位下王吉勝に新城連、正八位上高正勝に三笠連、從八位上高益信に男球連、從五位上吉宜、從五位下吉智首に並に吉田連、從五位下鰐兒麻呂に羽林連、正六位下賈受君に神前連、正六位下樂浪河内に高丘連、正七位上四比忠勇に椎野連、正七位上荊軌武に香山連、從六位上金宅良・金元吉に並に国看連、正七位下高昌武に殖槻連、從七位上王多宝に蓋山連、勲十二等高祿徳に清原連、無位狛祁乎理和久に古衆連、從五位下呉肅胡明に御立連、正六位上物部用善に物部射園連、正六位上久米奈保麻呂に久米連、正六位下寶難大足に長丘連、正六位下胛巨茂に城上連、從六位下

谷那庚受に難波連、正八位上答本陽春に麻田連。

とあり、二十四人中、「薩妙觀に河上忌寸」とある他、二十三人は「連」姓である。これは、聖武天皇即位、神亀改元の宣命(第五詔。二月四日)中に、

また、官々に仕へ奉る韓人部二人にその負ひて仕へ奉るべき姓名賜ふ。

によるもので、この神亀元年五月十三日以降、⁽⁶⁾天平勝宝六(七五四)年正月十六日条の記事まで「連」姓で、子の比良麻呂が、神護景雲元(七七七)年三月二十七日に賜姓「宿禰」までは、「連」姓であったこととなる。なお、「連」は、『日本書紀』天武天皇十三(六八四)年十月一日制定の「八色の姓」の第七位に当る。

三、その閲歴について

(一) 出自・家系

その出自について、初めて言及したのは、契沖『萬葉代匠記三』で、(前項二一(一))引用の、子、比良麻呂の卒伝記事(⑩)、および海北若冲『万葉作者履歴』の引用する『新撰姓氏録』河内諸蕃高丘宿禰条で、要録すれば、

百濟国の公族、大夫高侯の後、広陵高穆より出づ。
高丘比良麻呂の祖、沙門詠は、天智二(六六三)年、百濟国より、帰化した。
父、樂浪河内、後、高丘河内と改賜氏姓。

ということ、もと百濟国の人で、沙門詠が百濟滅亡後、日本に移住

した。その詠の子で、「樂浪河内」と名乗っていたとなる。「近江朝歳次癸亥自「百濟」帰化」とあるのは、『日本書紀』天智天皇一（六六三）年八月に白村江において大唐軍に大敗し、九月七日に百濟は降伏し、「国を去る心を知らし」め、

〔辛酉に、牟弓に發途つ。〕

〔辛酉に、牟弓に至る。〕

〔二十四日〕甲戌に、日本の船師と佐平余自信・達率木素貴子・谷那晋首・憶礼福留、并せて国民等、弓礼城に至る。明日に、發船して始めて日本に向ふ。

とある。天智二（六六三）年九月二十四日のことで「弓礼城」は、慶尚南道「南海島」の古名か。日本の何処に何日着いたのか、その後、何処に移住したのか不明。

（二）年齢・閏歴について

高丘河内の年齢・出生地・母について確たる史料はない。河内の出生地が河内国であることはその命名から、および、子の枚良麻呂が「河内国古市人」とあることから推定できる。出生・死没については、『続日本紀』等の史料によってあるていどの誤差はあっても推定することが出来る。その初出③から最後⑤を年譜的に逐一検討することによって、その生没・閏歴・関係人物について考察してみることとする。

③ 和銅五（七二二）年七月十七日

播磨国大目從八位上樂浪河内、勤めて正倉を建てて、能く功績を効す。位一階を進め、純十四、布卅端を賜ふ。

とあって、山陽道九カ国の大国の大目で從八位上であったことがわかる。大国の国司は、「守・介・大掾・少掾・大目・少目・史生三人」で、大目は從八位上。この正倉の功により、從七位下に進んだ。この年、一月二十八日に太安万侶撰の『古事記』が献上された。翌六（七一三）年五月二日に、『風土記』撰進の命があった。この前後、和銅元（七〇八）年三月十三日、守正五位上巨勢邑治任。靈龜元（七一五）年五月二十二日、巨勢邑治任右大弁、守從五位下石川君子任とある。国司の任期は四年であるが、巨勢邑治は和銅元年三月十三日から靈龜元年五月二十二日まで守であったか。とすると、守巨勢邑治の下で風土記編集の仕事が始まり、後任の守石川君子の任期初期にかけて作業が続いたものと思われる。その間、樂浪河内が大目、あるいは、掾クラスに昇任していたか。いずれにしても、河内が編集作業にかかわった可能性はありとみられる。井上通泰『播磨風土記新考』は河内説、秋本吉郎『（日本古典文学大系本）風土記』は三人の時代、吉野裕『（東洋文庫本）風土記』邑治、河内の二人説があって確定したわけではないが、河内と『播磨風土記』編述の関係は興味ある課題である。

④ 養老五（七二二）年正月二十三日

從五位上佐為王、從五位下伊部王、正五位上紀朝臣男人・目下部宿禰老、從五位上山田史三方、從五位下山上臣憶良・朝來直賀須夜・紀朝臣清人、正六位上越智直広江・船連大魚・山口忌寸田主、正六位下樂浪河内、從六位下大宅朝臣兼麻呂、正七位上土師宿禰百村、從七位下塩屋連吉麻呂・刀利宣令らに詔して、退朝の後、東宮に侍らしめたまふ。

⑤ 養老五（七二二）年正月二十七日

詔して曰はく、「文人・武士は国家の重みする所なり。医卜・

方術は古今、斯れ崇ぶ。百僚の内より、学業に優遊し、師範とあるに堪ふる者を擢して、特に賞賜を加へて後生を勸め、励すべし」とのたまふ。因て、明経第一の博士従五位上鍛造大隅・正六位上越智直広江に、各 絶 廿足、糸廿絢、布卅端、鍬廿口を賜ふ。第二の博士正七位上背奈公行文・調忌寸古麻呂、従七位上額田首千足、明法の正六位上箭集宿禰虫万呂、従七位下塩屋連吉麻呂、文章の従五位上山田史御方、従五位下紀朝臣清人・下毛野朝臣虫麻呂、正六位下樂浪河内に、各 絶 十五足、糸十五絢、布卅端、鍬廿口。笈術の正六位上山口忌寸田主、正八位上悉斐連三田次、正八位下私部首石村、陰陽の従五位上大津連首、従五位下津守連通・王仲文・角兄麻呂、正六位上余秦勝・志我間連阿弥随、医術の従五位上吉宜、従五位下呉肅胡明、従六位下秦朝元・太羊甲許母、解工の正六位上惠我宿禰国成・河内忌寸人足・堅部使主石前、正六位下賈受君、正七位下胸形朝臣赤麻呂に、各 絶 十足、糸十絢、布廿端、鍬廿口。和琴の師正七位下文忌寸広田、唱歌の師正七位下大窪史五百足、正八位下記多真玉、従六位下櫻江臣夜気女・茨田連刀自女、正七位下置始連志祁志女には、各 絶 六足、糸六絢、布十端、鍬十口。武藝の正七位下佐伯宿禰式麻呂、従七位下凡海連興志・板安忌寸犬養、正八位下置始連首麻呂に、各 絶 十足、糸十絢、布廿端、鍬廿口。

④は、皇太子首親王（聖武天皇）への各分野の能吏十六人に、退朝（朝廷での執務を終えて退出）した後の勤務外の仕事ではあるが重要な仕事に当った。この前年、養老四（七二〇）年五月二十二日、『日本紀』撰上。八月三日、養老律令撰定（養老二年上撰）に功のあった藤原不比等が死没している。河内は③和銅五（七二二）年に従七位下に昇叙し、九年後④⑤養老五（七二二）年に二階進み正六位下とある。④⑤の時点で官職は明記されていないが、官位相当から「図書助・大

学助・文章博士」のいずれかの中、⑤に「文章」の四人の一人『藤氏家伝』（下 武智麻呂伝）⁽¹⁰⁾に、神龜六（七二九）年当時、「文雅」の六人の一人であることから、「文章博士」であった可能性はある。なお、④に「従五位下山上臣憶良」とあったが、⑤にはない。この頃、東宮への献上を意図した分類和歌集である『類聚歌集』を編纂したと考えられている。憶良との交流はあったが、どのていどなのか不明。

⑥ 神龜元（七二四）年五月十三日

従五位上薩妙觀に姓を河上忌寸と賜ふ。従七位下王吉勝に新城連、正八位上高正勝に三笠連、従八位上高益信に男採連、従五位上吉宜、従五位下吉智首に並に吉田連、従五位下鯨兄麻呂に羽林連、正六位下賈受君に神前連、正六位下樂浪河内に高丘連、正七位上四比忠勇に椎野連、正七位上荊軌武に香山連、従六位上金宅良・金一元吉に並に国看連、正七位下高昌武に殖槻連、従七位上王多宝に蓋山連、勳十二等高祿徳に清原連、無位伯祁乎理和久に古衆連、従五位下呉肅胡明に御立連、正六位上物部用善に物部射園連、正六位上久米奈保麻呂に久米連、正六位下寶難大足に長丘連、正六位下胙巨茂に城上連、従六位下谷那庚受到難波連、正八位上答本陽春に麻田連。

神龜元（七二四）年二月四日、聖武天皇即位、改元の宣命（第五詔）中に、大赦・叙位・賜物のことがあり、渡来人の改賜姓について、

また、官々に仕へ奉る韓人部二人にその負ひて仕へ奉るべき姓名賜ふ。

とあって、「賜姓は本人の申請によるのがふつう。従ってこのような詔があっても、多少の時日を要する。この場合は五月辛未に実施。」

され、⑥の二十四人の多数に一括(13)賜姓があり、「正六位下樂浪河内に高丘連」とある。④養老五(七二二)年に正六位下とあり、三年後の⑥でも正六位下で、文章博士であったか。

この後、神亀六(天平元年。七二九)年二月十一日、長屋王の変。三月四日、藤原武智麻呂任大納言となり、藤原四兄弟の時代となる。この頃重要な人物について、⑩『藤氏家伝』(下、武智麻呂伝)に、

六年に、大納言に遷る。公、為人温雅にして、諸の事を備へたり。既に喉舌となりて、帝の猷を賛め揚ぐ。出でたまへば乗輿に奉り、入りたまへば枢機を掌る。朝議あるに至りては、平かなることを持ちて和ふことを合る。朝廷、上下安静にして、国に怨讟なし。

是時に當りて、舍人親王は知太政官事、新田部親王は知惣管事、二弟北卿は知機要事とあり。其の間、参議の高卿には、中納言丹比郡守、三弟式部卿宇合、四弟兵部卿麻呂、大藏卿鈴鹿王、左大弁葛木王あり。

風流の侍従には、六人部王・長田王・門部王・狭井王・桜井王・石川朝臣君子・阿倍朝臣安麻呂・置始工ら十余人あり。宿儒には、守部連大隅・越智直広江・肖奈行文・箭集宿禰虫麻呂・塩屋連吉麻呂・檜原造東人らあり。文雅には、紀朝臣清人・山田史御方・葛井連広成・高丘連河内・百齊公倭麻呂・大倭忌寸小東人らあり。方士には、吉田連宜・御立・連兵明・城上連真立・張福子らあり。陰陽には、津守連通・余真人・王仲文・大津連首・谷那康受らあり。曆算には、山口忌寸田主・志紀連大道・私石村・志斐連三田次らあり。咒禁には、余仁軍・韓國連広足らあり。僧綱には、少僧都神叡・律師道慈あり。並びに天休命に順ひて、共に時の政を補く。

高丘連河内伝考

とあり、④⑤に名の見えた人物と重なる者が多い。「文章」とあった樂浪河内は、「文雅」六人の一人として、高丘連河内として挙げられている。⑥神亀元年に高丘連河内となったのを承けている記述である。なお、この前後、長屋王佐保宅にての詩会の詩の多く載る『懷風藻』に、河内の詩は一首も採られていないことも課題の一つである。また、④⑤とこの『家伝』に見える人物の中、④に「従五位上山臣憶良」とあった、憶良の名は、⑤および、この『家伝』に見えないのは何故か疑問が残る。

⑦ 天平三(七三二)年正月二十七日

正三位大伴宿禰旅人に従二位を授く。従四位下門部王・春日王・佐為王に並んで従四位上。正五位上桜井王に従四位下。従五位下大井王に並んで従五位上。従四位下多治比真人広成・紀朝臣男人・大野朝臣東人に並んで従四位上。正五位上大伴宿禰祖父麻呂に並んで従四位下。正五位下中臣朝臣広見に正五位上。従五位上石上朝臣勝雄・平群朝臣麻呂・小野朝臣老、従五位下石川朝臣比良夫に並んで正五位下。従五位下波多真人継乎・久米朝臣麻呂・石川朝臣夫子・高橋朝臣嶋主・村国連志我麻呂に並んで従五位上。外従五位下巨勢朝臣奈氏麻呂・津嶋朝臣家道、正六位上石川朝臣加美・大伴宿禰兄麿に並んで従五位下。正六位上息長真人名代・当麻真人広人・巨勢朝臣足人・紀朝臣多麿・引田朝臣虫麿・巨勢朝臣又兄・大伴宿禰御助・佐伯宿禰人足・佐味朝臣足人・佐伯宿禰伊益・土師宿禰千村・箭集宿禰虫麿・物部韓國連広足・船連葉・難波連吉成・田辺史広足・葛井連広成・高丘連河内・秦忌寸朝元に並んで外従五位下。

正六位上から外従五位下に進む。この叙位記事(人物)の中に、『藤氏家伝』と重なる人物は、「風流侍従」の門部王・狭井(佐為)王・

桜井王らの名がある。門部王は『萬葉集』(3三二六)の作者か。佐為王は④令侍東宮にも名が見える。橘諸兄(葛城王)の弟で、橘佐為『萬葉集』に作歌はないが、名が見える(6一〇〇四左注・一〇〇九左注・16三八五七左注など)、また、佐為王婢の一首(16三八五七)がある。

⑧ 天平三(七三二)年九月二十七日

外従五位下高丘連河内を右京亮とす。

右京亮は従五位下。この年、七月二十五日に大伴旅人没(六十七歳)。翌四(七三二)年十月十七日、「従五位上紀朝臣清人を右京亮」とある。清人は④令侍東宮の一人で、『藤氏家伝』文雅の一人でもあった。天平九(七三七)年十二月二十三日、「従四位下門部王を右京大夫、外従五位下太朝臣国吉を亮。」とあり、脚注六に「右京大夫の前任者は、これまで藤原麻呂が京職大夫として兼ねていた¹⁴⁾。ここで左右京職の長官がそれぞれ任命されたか。」と、脚注七に「右京亮の前任者は紀朝臣清人(天平四年十月丁亥条)。」とある。河内が右京亮となった時、大夫は藤原麻呂であったか。紀清人の任右京亮まで僅か一年四月と短期間で、その後⑨天平十三(七四一)年九月十二日まで、散位であったか。天平五(七三三)年、この年六月以後、年内に、山上憶良没か(七十四歳)。天平九(七三七)年「是の年の春疫瘡大きに発る。初め筑紫より来りて夏を経て秋に渉る。公卿以下天下の百姓、相繼て没死ぬること、勝て計ふべからず。」とある。藤原四脚没。九月二十八日、鈴鹿王知太政官事・橘諸兄大納言・多治比広成中納言となり、「脚注六」に、「疫病により多くの官人が病没したため、その欠員を埋めるための特別の任官及び叙位。」で、十二月十二日・二十三日・二十七日と任官叙位の記事が続くが、高丘河内の名はない。

⑨ 天平十三(七四二)年九月十二日

木工頭正四位下智努王、民部卿従四位下藤原朝臣仲麻呂、散位外従五位下高岳連河内、主税頭外従五位下文忌寸黒麻呂の四人を遣して、京都の百姓の宅地を班給はしむ。賀世山の西の路より東を左京とし、西を右京とす。

この時、散位外従五位下高岳連河内とあって、「散位」で、恭仁京の宅地班給使となっている。

恭仁宮・恭仁京は、天平十二(七四〇)年十二月十五日、恭仁宮を京都と定め、翌十三年閏三月十五日には、

詔して曰はく「今より以後、五位以上は、意に任せて平城に住むこと得じ。如し事の故有りて退り歸るべくは、官符を賜はりて、然して後に聴せ。其れ、平城に見在る者は、今日の内を限りて、悉く皆催し発て。自餘の、他所に散在れたる者も亦、急ぎ追うべし。」とのたまふ。

とあって、五位以上に恭仁京への移住を促し、同年八月二十八日に、平城の二市を恭仁京に遷す。九月八日、正四位下智努王と正四位上巨勢朝臣奈弓麻呂との二人を造宮卿とし、造宮が本格化して、同十五年十二月までに、大極殿・大安殿・皇后宮・朝堂などの殿舎及び東西二市が完成したが、二十六日に「是に至りて更に紫香樂宮を造る。仍て恭仁宮の造作を停む。」とあり、十六年閏正月に天皇、難波宮へ行幸。二月二十六日、難波宮を皇都とする勅が宣せられた。

この恭仁京時代、河内との関係を考える三つのことがある。

一つは、造宮卿智努王(後、文室真人)との交流である。智努王は十四年正月七日「宮殿を造るに勤めるを以て」賜物(東緇六十疋、綿三百屯)。同年八月十一日に、

⑩ 天平十四（七四二）年八月十一日

詔して曰はく、「朕、近江国甲賀郡紫香楽村に行幸せむ」とのたまふ。即ち、造宮卿正四位下智努王、輔外従五位下高岡連河内ら四人を造離宮司とす。

とあって、紫香楽宮造宮（十七年正月に「遷新京」）のための造離宮司の長官と次官という関係。これは、河内のかつての③和銅五（七一二）年、播磨国大目の時の正倉建造の功績、おそらく文章家としての文書行政にとどまらず土木建築の技能をも有していたことを語っているのだが、先の⑨宅地班給使として土地測量の技能、人事の采配の能力などの評価もあって、⑨散位から造宮輔となった。これには⑨宅地班給使として共に仕事をした智努王との関係が密であったことを推定できる。

二つは、この間、『萬葉集』に、天平十五（七四三）年八月十六日の作歌、

十五年癸未の秋八月十六日、内舍人大伴宿祢家持の久迹京を讃めて作りし歌一首

今造る久迹の都は山川のさやけき見ればうべ知らすらし

（六一〇三七）

高丘河内連の歌二首

故郷は遠くもあらず一重山越ゆるがからに思ひそ我がせし

（六一〇三八）

我が背子と二人し居れば山高み里には月は照らずともよし

（六一〇三九）

の三首（家持一首・高丘河内二首）がある。河内の作歌として知ることのできるはこの二首である。家持の題詞に「讚久迹京作歌」と

あるが、「この歌の詠まれた天平十五年八月十六日に關しては、残念ながら『続日本紀』に記録はない。」⁽¹⁵⁾として、恭仁京での作とする見解は失考である。『続日本紀』に、

（天平十五年）七月癸亥、紫香楽宮に行幸したまふ。

（天平十五年）十一月丁酉、天皇恭仁宮に還りたまふ。車駕紫香楽に留連すること凡そ四月なり。

とあることからみて、この三首の詠は、紫香楽宮でのある宴席（仲秋の名月、十六夜の月の宴。家持も同席した宴。）で披露されたものであって、恭仁京での作ではない。内舍人である家持は行幸に供奉していたはずであるし、高丘河内もまた、紫香楽宮造宮輔として、紫香楽宮に滞在していたはずである。この三首は紫香楽宮にあって、恭仁京を詠んだもので、伊藤博『萬葉集釋注 三』の当該歌三首の鑑賞は、新都恭仁京と旧都奈良京としているが、いずれも紫香楽宮と恭仁京と読み変えるべきであろう。また、河内の二首目は、仲秋八月十六日のいさよひ（十六夜）の月を詠んだ集中、唯一例である。他に「いさよふ月」三首（六一〇〇八忌部首黒磨・七一〇〇八・七一〇〇八四）があるが、いずれも八月十六日夜のものとは確定できない。なおその結句、原文「不曜十方余思」の「曜」について、

「曜は集中ここにのみ用ゐられてゐる文字である。本意は日の輝く意であるから、テルに用ゐられる。（鴻巣盛廣『萬葉集全釋』）

「曜」の文字ここに一例あるのみ。「光」と同じくテルと訓む。

「曜」は万葉集にこの一例のみ。日・月・星の明るく輝く意。「明月清景を曜らす」（晋・張華「情詩」）。（新日本古典文学大系本『萬葉集』）

とある珍しい用字で、『新撰字鏡』（享和本・群書類聚本）に「曜耀、

照也光明也 氏良須（日部二）・『色葉字類抄』に「光彩 照テラス
曜（七・七十三ウ）・『類聚名義抄』に「曜テラス（佛中、九七）」と
ある。『詩経』檜風、羔裘に「日出有曜（日出でて曜たり）」とあるが、
新大系本の脚注の張華「情詩」は、『玉台新詠』卷二、情詩五首の
「其二」

明月曜_二清景_一 曜光照_二玄嵬_一
幽人守_二靜夜_一 廻_レ身入_二空帷_一
東帶俟_レ將_レ朝 廓落晨星稀
寐假交_二精爽_一 覲_二我佳人姿_一
巧笑媚_二權鬢_一 聯娟眸與_レ眉
寤言增_二長歎_一 悽然心獨悲

であるが、岩波文庫本『玉台新詠集（上）』（鈴木虎雄、一九五三年五月）・新釈漢文大系本『玉台新詠 上』（内田泉之介、一九七四年二月）ともに「かがやく」と訓んでいる。河内の「照らす」は和風表現か。ここに、河内の中国詩文の教養と和歌創作の一端を窺い知ることができる。

なお、この年前後に登場する高丘王との関係を考えてみることも必要かと思う。高丘王の父祖は不詳であるが、天平十五年五月五日の宣命第十一詔の授位者の一人に、「无位高丘王、從五位下」。同年六月三十日任官者の一人「從五位下高丘王を右大舍人頭」。十八年六月十一日「從五位下高丘王に從四位下」。天平勝宝元年三月三日「左大舍人頭從四位下高丘王、卒しぬ」とあり、天平十七年四月左大舍人寮解に「從五位下守頭□□王（久仁宮留守）」とあるのは高丘王である。

⑪ 天平十七（七四五）年正月七日

天皇、大安殿に御しまして、五位已上を宴したまふ。詔あり

て、叙位：〈中略〉：外從五位下高丘連河内に外從五位上を授く。
：〈中略〉：宴訖りて祿賜ふこと差有り。百官の主典已上に朝堂
に饗を賜ふ。祿、亦差有り。

とあるこの叙位者の中に、家持、從五位下とある。この年五月十一日、都を平城に復し、九月二十五日、天皇、平城に還御。

⑫ 天平十八（七四六）年五月七日

外從五位上菅生朝臣古麻呂・巨勢斐太朝臣嶋村・物部依羅朝臣
人会・高丘連河内、外從五位下檜原造東人・小治田朝臣諸人・
民忌寸真楫に並に從五位下を授く。

内位の從五位下に昇叙した。この五日前の任官記事に「從四位下紀朝臣清人を武藏守とす。」とある。

この年正月一日、「朝を廢む」（元日朝賀の儀をとりやめる。）脚注に「万葉三九二二題詞には「十八年正月、白雪多零、積地数寸也」とみえる。関連あるか。」としている。この月、地震三回（十四日・二十九日・三十日）あり。さて、『萬葉集』に、

天平十八年正月、白雪多く零り、地に積むこと数寸なりき。
時に左大臣橘卿、大納言藤原豊成朝臣及び諸王諸臣等
を率て太上天皇の御在所中宮の西院に参入り、供奉して
雪を掃ひき。ここに詔を降して、大臣参議并せて諸王
は大殿の上に侍せしめ、諸卿大夫は南の細殿に侍せし
めて、則ち酒を賜ひて肆宴したまひき。勅して曰く、
「汝諸王卿等、聊かにこの雪を賦して各その歌を奏せ」
とみことこのりたまひき。

左大臣橘宿祢の、詔に応へし歌一首

降る雪の白髪までに大君に仕へ奉れば貴くもあるか

(17三九二二)

紀朝臣清人の、詔に応へし歌一首
天の下すでに覆ひて降る雪の光を見れば貴くもあるか

(17三九二三)

紀朝臣男梶の、詔に応へし歌一首
山の峽そことも見えず一昨日も昨日も今日も雪の降れば

(17三九二四)

葛井連諸会の、詔に應へし歌一首
新しき年の初めに豊の稔しむすとならし雪の降れるは

(17三九二五)

大伴宿祢家持の、詔に應へし歌一首
大宮の内にも外にも光るまで降れる白雪見れど飽かぬかも

(17三九二六)

藤原豊成朝臣
藤原奈弓麻呂朝臣
大伴牛養宿祢
三原王
智奴王

船王
邑知王
林王

小田王
穂積朝臣老
小野朝臣綱手
高橋朝臣国足

太朝臣徳太理
高丘連河内
秦忌寸朝元
榎原造東人

右の伴の王卿等、詔に應へて歌を作り、次に依りて
奏しき。登時記さず、その歌漏失す。但し、秦忌寸朝元は、

左大臣橘卿の諺れて云く、「歌を賦するに堪ふること
なくは、窮を以てこれを贖へ」といひき。これに因りて黙

し已みにき。

とあり、左注によれば、智努王・高丘河内の歌は漏失したとある。
『萬葉集』に作歌のあるものは、高丘河内の他、次の七名である。

巨勢奈弓麻呂 天平勝宝四年十一月の新嘗祭の肆宴歌一首(19四
二七三)

藤原仲麻呂 短歌二首(19四二四二・20四四八七)

三原王 短歌一首(8一五四三)

智努王 短歌一首(19四二七五)

船王 短歌三首(6九九八・19四二七九・20四四四九)

林王 伝誦歌一首(19四二五七)

穂積老 記名のみ(19四二七九)

榎原東人は『藤氏家伝』(下 武智麻呂伝)に宿儒の一人として名
が見える。秦朝元は、この時、典葉頭であったことを考慮して、諸兄
との会話の妙を味読すべきこと、すでに拙稿「秦忌寸朝元伝考」⁽¹⁷⁾に言
及したので参照されたい。この年、六月二十一日、家持任越中守。

⑬ 天平十八(七四六)年九月二十日
従五位下高丘連河内を伯耆守。

伯耆国は山陰道八カ国の中、上国(守・介・掾・目・史生三人)で、
守は従五位下。この三十年前、靈龜二(七二六)年四月二十七日、従
五位下山上臣憶良、伯耆守に任じている。

⑭ 天平勝宝三(七五一)年正月二十五日

従五位下高丘連河内・百濟王元忠・大伴宿禰古麻呂・梟犬養宿
禰古麻呂・中臣朝臣清麻呂に並に従五位上。

從五位上に昇叙。この後、大学頭に任じたか。大学頭は從五位上。大伴古麻呂はこの九月二十四日遣唐副使に任。この十一月、『懷風藻』成る。撰者について、淡海三船説・葛井広成説・石上宅嗣説など有力のようであるが、集中に作を残さない佚名氏の一人として、高丘河内説（林古溪『懷風藻新註』）がある。この年、大仏殿の建造終わる。翌四年四月九日、盧舍那仏完成し、東大寺に行幸、文武百官を率て開眼の設齋大会、「その儀一に元日に同じ。」とある。これに関する歌は『萬葉集』にない。この年十一月二十五日に新嘗会の肆宴の応詔歌六首の中、智努王（文室智努）の歌一首がある。

二十五日、新嘗会の肆宴にして詔に応へし歌六首

天地と相栄えむと大宮を仕へ奉れば貴く嬉しき (19四二七三)

右の一首は、大納言巨勢朝臣。

天にも五百つ綱延ふ万代に国知らさむと五百つ綱延ふ 古歌に似たれども未だ詳らかならず (19四二七四)

右の一首は、式部卿石川年足朝臣。

天地と久しきまでに万代に仕へ奉らむ黒酒白酒を (19四二七五)

右の一首は、從三位文室智努真人。

島山に照れる橘うず刺し仕へ奉るは卿大夫たち (19四二七六)

右の一首は、右大弁藤原八束朝臣。

袖垂れていざ我が園にうぐひすの木伝ひ散らす梅の花見に

(19四二七七)

右の一首は、大和国守藤原永朝臣。

あしひきの山下ひかげかづらける上にや更に梅をしのはむ

(19四二七八)

右の一首は、少納言大伴宿祿家持。

文室智努真人は、天武の孫、長皇子の子で、この年九月二十二日に「從三位智努王らに文室真人の姓を賜ふ。」とある。この時、六〇歳で、

散位であったか。翌五年七月十五日から二十七日にかけて、亡夫人從四位下茨田郡主法名良式の追善供養のため佛足石を作る。天平勝宝六（七五四）年四月五日、撰津大夫に任官。天平宝字五（七六一）年正月二日「授從三位文室真人浄三正三位。」とあり、『公卿補任』に「文室真人浄三六十一正月十四日叙正三位。即改名知努為浄三。本名知努。」とある。¹⁹

⑮ 天平勝宝六（七五四）年正月十六日

從五位上高丘連河内に正五位下

正五位下へ昇叙。この日、「遣唐副使大伴古麻呂、唐僧鑑真・法進ら八人随つて帰朝。」三十日、古麻呂の帰国報告記事あり。四月五日、聖武太上天皇、盧舍那仏の前で鑑真より受戒。閏五月、沙弥勝満と号す。勝宝八（七五六）年五月二日、「太上天皇、寢殿に崩りましまぬ。」

⑮の正五位下昇叙の後、⑯の子、比良麻呂の卒伝に「正五位下大学頭」とあるのが極官位であったとすると、河内の卒年はこの年以降数年の間となる。比良麻呂の閏歴を一覧してみると、『続日本紀』における初出は、

○天平宝字五（七六一）年正月十六日、任官記事中に、

外從五位下高丘連比良麻呂を越前介。

と見えるが、それ以前のことは、『大日本古文書』に見えるものによつて知られる。

○天平勝宝三(七五一)年七月三十日、造東大寺司請經文^{正倉院に、}
自筆の

少疏高丘連比良麻呂

とあって、紫微中台少疏(正七位下相当)であった。○同四年十一月二日付文書に「少疏従七位上高丘連比良麻呂」とあり、「従七位上」であること○同五年五月七日付文書に「少疏兼美濃員外少目従七位上高丘連比良麻呂」○同六(七五四)年五月十五日付文書に「従六位下行少疏兼美濃員外少目高丘連比良麻呂」とあり、しばらく空白があり、○天平宝字二(七五八)年九月五日付文書に「坤宮官少疏従六位上高丘連比良万呂去六月十六日」○同九月八日付○同九月十五日付○同十月十四日付。しばらく空白があり、○天平宝字四年正月十一日付「坤宮官大疏正六位下高丘枝方呂天平宝字四年正月十一日宣」○同年二月十日付○同年八月二日付。他。

この中、天平勝宝六(七五四)年五月十五日と、天平宝字二(七五八)九月五日の間、四年ほどの空白がある。もう一カ所、天平宝字二(七五八)年十一月十四日から天平宝字四(七六〇)年正月十一日の間、二カ年ほどの空白がある。「喪葬令」に父の「服紀一年」とあることから推量して、

(a) 天平勝宝六(七五四)年五月十五日〜天平宝字二(七五八)年九月五日の間。天平宝字元年九月四日以前。

(b) 天平宝字二(七五八)年十一月十四日〜天平宝字四(七六〇)年正月十一日の間。天平宝字三年正月十日以前。

となろうか。河内の年齢について、「天平十五年河内はおそらく五十歳台であつたらう。」とするものがある。仮に、天平十五(七四二)年五十歳として、計算すると、生年は持統七(六九三)年となり、『続日本紀』初出の和銅五(七一二)年、二〇歳代・天平勝宝六(七五四)年、六〇歳代となる。和銅五年に二〇歳代で播磨大目従八位上

というのはいかがであるうか。二〇歳代後半か三〇歳代前半と見た方がよいのではないか。三〇歳としてみると、生年は天武十三(六八三)年となり、河内の父詠が来日した天智二(六六三)年と二十年の差がある。詠の年齢不詳であるが、当時、「沙門詠」とあるから二十歳前後であったとみれば、天武十三年には四〇歳前後で、その親子関係も年齢的に可能性があるといえよう。とすると、天平勝宝六年、七〇歳代となる。その卒時(a)とすれば、七〇歳台前半となり、(b)とすれば、七〇歳代後半となる。

右の推定を年譜にしてみると、

天智二 (六六三)年	父沙門詠、来日、20歳前後か。
天武十三 (六八三)年	樂浪河内出生 1歳(父40歳前後)
和銅五 (七二二)年	播磨大目従八位上、造正倉 30歳
養老五 (七二二)年	令侍東宮・正六位下文章博士 39歳
神龜元 (七二四)年	正六位下高丘連河内 42歳
天平三 (七三二)年	外従位下右京亮 49歳
天平十三 (七四二)年	散位・恭仁京宅地班給使 59歳
天平十四 (七四二)年	紫香樂宮造宮輔、造離宮司 60歳
天平十五 (七四三)年	讚恭仁京歌(6一〇三八・一〇三九) 61歳
天平十七 (七四五)年	外従五位上 63歳
天平十八 (七四六)年	従五位下 応詔歌漏失(17三九二六左注) 64歳
天平勝宝三(七五一)年	従五位上、大学頭 69歳
天平勝宝六(七五四)年	正五位下 72歳
天平宝字元(七五七)年以前	卒か 75歳
(b)天平宝字三(七五九)年以前	卒か 77歳

となる。

四、おわりに

山上憶良・大伴家持・智努王（文室真人浄三）をはじめ、『懐風藻』詩人・『萬葉集』歌人との文芸的交流、作品鑑賞については簡略にふれたにすぎないが、高丘連河内の伝記的一覧は示し得たかと思う。後考を期すこととする。

注

- (1) ⑨に「岳」、⑩に「岡」とあるが、原資料の曹案の書記者の誤記であろう。
- (2) 近江・河内の二地域は、五、六世紀にかけて百済系渡来氏族の集団居住地域であった。
- (3) 「居に依りて氏を命すること、従来恒例なり。」（『統日本紀』養老元年九月七日条）命名も同様であろう。
- (4) 新日本古典文学大系本『萬葉集二』の「人名一覧」に「沙門詠心の子」とある。典拠不記。
- (5) 『河内国西琳寺縁起』（『美術研究』第七十九号、一九三八年七月刊）には文証なし。
- (6) 注(3)に同じ。
- (7) 拙稿「吉田連宜伝考——萬葉集人物伝研究（九）——」（『大妻女子大学紀要—文系—』第四十八号、二〇一二年三月）。
- (8) 新編日本古典文学全集本『日本書紀③』頭注一二に、
慶尚南道南海島の古名か。『三国史記』地理志に「南海郡、神文王ノ初メ、転也山郡ヲ置ク。海中ノ島ナリ。景德王、名ヲ改ム、
「弓礼・転也」は異表記か。百済の冬老県（全羅南道宝城郡鳥城里）に比定する説もある。『姓氏録』末定右京雑姓の「弓良公、百済国主、意里都解ノ四世ノ孫、秦羅君ノ後ナリ」は、この地からの亡命者か。
とある。

- (9) 「上巻序」による。
- (10) 『藤氏家伝』の本文・訓読は、沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉著「藤氏家伝鎌足・昌泰注釈と研究」（一九九九年五月）に拠る。以下、『家伝』の引用は、同書に拠る。
- (11) 澤瀉久孝「山上憶良の生涯とその作品」（春陽堂版『萬葉集講座第一巻』一九三三年二月）所収。
- (12) 新日本古典文学大系『統日本紀二』一四三頁、脚注二〇。
- (13) 注(12)に同じ。脚注二二に、
姓氏録序に「勝宝年中、特有恩貞、聽許諸蕃、任願賜之」とあり、天平宝字五年三月庚子条などにも多数一括の賜姓がみえ、聖武・孝謙朝には氏姓の面での渡来人同化策が目立つ。唐の模倣か、対抗意識によるか。
とある。
- (14) 『統日本紀』養老五年六月二十六日条に「從四位下藤原朝臣麻呂を左京大夫。」とあり、脚注一に「左右京大夫は左京大夫兼右京大夫の意。中略。天平元年八月の天平改元の詔でも京職大夫となっている。京職大任官が京家の名のおこりである。」とある。
- (15) 伊藤博『萬葉集釋注 三』（一九九六年五月）。
- (16) 新日本古典文学大系本『統日本紀二』六〇七頁、補注八。
- (17) 拙稿「秦忌寸朝元伝考——万葉集人物伝研究（二）——」（『大妻女子大学文学部紀要』第四号、一九七二年三月）。
- (18) 中西進『山上憶良』（一九七三年六月）は、「外從五位下となった天平三年正月以後のことであらう。」としたのは、大まかであり、失当である。
- (19) 智努王（文室真人浄三）については、廣岡義隆『佛足石記佛足跡歌碑研究』（二〇一五年一月）所収の第二章論考篇一「第八節 文室真人智努の生涯」「第九節 文室真人智努資料年譜」、論考篇二「第二節 文室真人智努の萬葉歌とその歌群——新嘗会応詔歌群考——」の詳論がある。
- (20) 吉井巖『萬葉集全注 卷第六』（一九八四年九月）。